

令和8年9月16日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、行政手続法第31条の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので当該者は申し出てください。

氏 名	備 考
渡邊 真佳	